

フランス・パターナリズムの 史的考察：19－20世紀⁽¹⁾

アラン・シャトリオ／廣田 明 訳

- 1 はじめに
- 2 パターナリズム論争と企業の社会活動の諸形態
- 3 雇主層の戦略
- 4 結びに代えて

1 はじめに

フランスではこの20年来、企業史や雇主層の歴史に関する研究においても、社会保護と改革者世界の歴史に関する研究においても、《パターナリズム》paternalismeが歴史記述のかなり大幅な書き直しの中心になっている。1990年代の初頭に、いくつかの総合的研究が、この経済的・社会的な実践について複雑でニュアンスに富んだ歴史像を提出した⁽²⁾。労働省と社会保険に関する新しいアプローチは、使用者の選択と結びつきたいいくつかの動態をよりよく理解するのに役だつ⁽³⁾。アル

(1) 本稿は《フランス社会政策の実施における企業の役割。歴史の教訓》と題する旧稿の改訂版である。Alain CHATRIOT, 《Le rôle des entreprises dans la mise en place des politiques sociales françaises. L'enseignement de l'histoire》, *Informations sociales*, n° 117, juin 2004, pp. 10-17. 本稿では内容的にも文献目録についても研究の現状を反映するよう大幅な改訂を行った。批判的なご教示をいただいたジャン＝クロード・ドーマ氏とパトリック・フリダソン氏に謝意を表す。

(2) André GUESLIN, 《Le paternalisme revisité en Europe occidentale (seconde moitié du XIX^e - début du XX^e siècle)》, *Genèses*, 7, mars 1992, pp. 201-211 ; Sylvie SCHWEIZER ed., *Logiques d'entreprises et politiques sociales*, Lyon, Presses universitaires de Lyon, 1993 et surtout Jean-Claude DAUMAS, 《Les politiques sociales des entreprises en France (1880-1970)》, Hélène FRECHET ed., *Industrialisation et sociétés en Europe occidentale de 1880 à 1970*, Paris, éditions du Temps, 1997, pp. 105-125.

(3) Alain CHATRIOT, Odile JOIN-LAMBERT, Vincent VIET eds., *Les Politiques du Travail (1906-2006). Acteurs, institutions, réseaux*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2006 et Michel DREYFUS, Michèle RUFFAT, Vincent VIET, Danièle VOLDMAN, avec la collaboration de Bruno VALAT, *Se protéger, être protégé. Une histoire des Assurances sociales en France*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2006.

タ＝エ＝セナン製塩所⁽⁴⁾あるいはギーズのファミリステール⁽⁵⁾ [フーリエが提唱した生産・生活協同住宅] のようなユートピアの労働都市に関する有名ではあるが限られた事例の他にも、企業の地方特有の状況はきわめて多様でありうる。([] 内は訳者の補足。以下も同様)

フランスの社会政策史に企業を結びつけることは一見すると驚きをもたらす可能性がある。フランスにおける社会政策の歴史とその全体像は、ピエール・ロザンヴァロン⁽⁶⁾の表現を使えば、真実の《社会的なものの創始者》として当然にも提示される国家にいつも集中されている。たいていの場合、歴史家は徐々に確立された主要な社会立法と公的な制度を中心にかねらの研究を組み立てる。1898年4月9日の労働災害補償法および、1910年の労働者・農民年金法と、1928・1930年の社会保険法の間には、社会政策はもっぱら政治的決定に係っているようにみえる。こうした歴史理解では、保険と扶助との緊張は企業の世界とも雇主の議論ともまったく無縁であろう。こうした言説を革命的に変えることを意図するものではないが、19世紀と20世紀の前半における、すなわち1945年以降の社会保障の創設と重要な社会政策の策定以前における、企業家の役割をもっと注意ぶかく考察するのは有意義なことである。

再検討しなければならない論争は、第一に、正確な分析を要する《ゴムのように柔軟な》言葉である、パターナリズム [の語義に関する] 論争である。しかし第二に、企業内での態度を越えて、1900年頃に組織化される雇主組合が部分的には社会立法の進展に対処するために設立される仕方を理解しなければならない。最後に、個別の論争と紛争を正確に把握するためには、1930年代に国民経済審議会 (Conseil national économique) で行われた労使交渉の事例を取り上げることができる。

2 パターナリズム論争と企業の社会活動の諸形態

労働者の世界を専門に研究する歴史家たちは、多様な現実を規定するためにしばしば用いられる《パターナリズム》という用語以上に、パトロナージュ [雇主による労働者保護] patronageの諸形態によってまず支配された時代と、厳密な意味でのパターナリズムが実施された時代とを図式的に区別することができる⁽⁷⁾と説明した。パトロナージュという用語についていえば、この用語は鉄鋼業の雇主層に近いカトリックの鉱山技師で、社会学者・社会調査家でもあるフレデリック・ル・プレ [1806-82] によって要求された。確かに、このパトロナージュの概念は、定期的に繰り返される大規模な紛争を越えて雇主の活動が少なくとも労働者の一部によって受け入れられているという考えを多少とも論拠としている。19世紀はまだこのように、規律と監視の一般化によってよりも、社会的階層序列の伝統的な諸形態の遺産によって特徴づけられる。社会運動の発展、急激な技

(4) Gérard CHOQUER, Jean-Claude DAUMAS eds., *Autour de Ledoux : architecture, ville, utopie*, Besançon, Presses universitaires de Franche-Comté, 2008.

(5) Michel LALLEMENT, *Le travail de l'utopie. Godin et le familistère de Guise*, Paris, Les Belles lettres, 2009.

(6) Pierre ROSANVALLON, *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris, Le Seuil, 1990.

(7) Gérard NOIRIEL, 《Du «patronage» au «paternalisme»: la restructuration des formes de domination de la main-d'œuvre ouvrière dans l'industrie métallurgique française》, *Le Mouvement social*, 144, juillet-septembre 1988, pp. 17-35.

術変化、並びに技師の〔労働現場での〕影響力の強化が社会的均衡を変え、徐々に別の仕方での労働力の問題を提起する。このとき《パターナリズム》という用語が、労働力の著しい不足と不安定を管理することを目的とする社会政策の組織化により一層妥当するようになる。第一次世界大戦期の産業動員、1920年代における労働者移民の管理を担当する機関の創設、および住宅政策の強化⁽⁸⁾は、20世紀初頭にみられた雇政策が新たに活況を呈したことを示すものである。1920年代は同時に労働者に対する統制が強化された時代でもある。

長い間マルクス主義の分析に、さらに最近では近代社会の一般的《規律化》を分析したミシェル・フーコーの哲学に基づくフーコー主義的な分析⁽⁹⁾に結びつけられてきたために、パターナリズムの正確な諸形態は実際にはほとんど分析されることがなかった。なぜなら論者はたいていの場合、事実を抽象的なモデルにはめ込むことに努めたからである。問われている実践はきわめて多様である。利潤参加に基礎をおく報酬体系。生活保障と社会保護の諸制度。賃貸か持ち家による労働者住宅。教育組織（家政学校、孤児院、学校への助成）。娯楽組織（様々なクラブの創設とそれらへの援助）。商業組織（様々な店舗）および時には地方自治体までもを統制しようとする意志。ソーシャル・イノベーションの確かな能力。最後に配下の労働者と対面的な関係を結ぶ雇主の身体的な存在。文化主義的アプローチ（とくに教会の社会的教説の重要性を強調する）、イデオロギー的アプローチ（社会主義と闘う雇主）、企業生活に結びついた経済の論理という、アンドレ・ゲランによって提案された類型学を借りれば、長い間互に無視しあっていた三類型の説明が全体的な説明の鍵を提供してきた。

パターナリズムに関する分析の再生は二系列の要素を明瞭に分化させている。すなわち、共通の価値に依拠する雇主－従業員関係のシステムおよび、現金支給・現物給付・サービス提供の形をとった社会制度と社会扶助のネットワークという二系列の要素である⁽¹⁰⁾。このうちわれわれの関心をひくのは第二の構成要素であって、それを金融的な性格の制度（貯蓄、共済、年金、等々）と社会給付（住宅、商業・スポーツ・文化や保健衛生に関連する施策）という二つのグループに区分することができる。他方で、これら二つの構成要素のうち一つしか提供しない企業もいくつか存在する⁽¹¹⁾。そこで、公権力では満たせない社会的要求に応えるために、これらのパターナリズム的な

(8) H el ene FROUARD, *Du coron au HLM : patronat et logement social (1894-1953)*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2008.

(9) 例えぱフ ウコーの弟子の一人であるポール・ラビノーの研究を参照されたい。Paul RABINOW, *Une France si moderne. Naissance du social 1800-1950*, Buchet Chastel, Paris, 2006 [1989]

(10) Jean FOMBONNE, *Personnel et DRH. L'affirmation de la fonction personnel dans les entreprises (France, 1830-1990)*, Paris, Vuibert, 2001.

(11) エルブーフElbeuf [セーヌ＝マリティーム県] の織維企業ブラン・エ・ブランの研究において、ジャン＝クロード・ドーマは《そこでのパターナリズムが所有と農工兼業と住宅ではなく、共済と保護の制度を基軸にすえたこと》を見事に論証した。Jean-Claude DAUMAS, 《Des politiques paternalistes dans la draperie elbeuvienne   la fin du XIX e si ecle》, in Sylvie SCHWEITZER ed., *Logiques d'entreprises et politiques sociales*, Lyon, Presses universitaires de Lyon, 1993, pp. 209-253, p. 211.

社会事業を創設しえたということは、幾人かの雇主については否定できない事実である。しかしだからといって、こうした歴史的事実を想起させることが、いくつかの行動のイデオロギー的重要性や雇主の根本的な利害を忘れさせることになってはいけぬ。社会キリスト教（アルザスではプロテスタンティズム、フランスのそれ以外の地域ではカトリシズム）の教説が多数の雇主に与えた確実な影響力による解釈の他に、経済的な利害関心が考慮されなければならない。

時には稀少で長期的には不安定な熟練労働力を確保しておきたいという願望が、雇主層をして一般的な社会的施策を先取りするように仕向けるのである。この点ではオート・クチュール〔高級服飾店〕の事例が分かりやすい。一流デザイナーは一級の腕前のお針子たちの熟練に依存している。ところで、〔縫製業では〕第一次世界大戦中に、激しいインフレに襲われた若年女子労働者が、インフレ手当、最低賃金、英国式週休勤務制（日曜休日・土曜半休制）を初めて定める団体協約を交渉で勝ち取ることに成功するが、雇主層は決して法律によってそれを強制されたわけではない。パリ地域金属産業には特別給付の利用も存在する。金属工業連盟総裁ピエール・リシュモンは1933年に当初の動機の両義性をこう説明している。《初め、われわれがインフレに適合的な賃金調整という実際の考えから家族手当制度に導かれていったことを私は一度も隠したことはなかった。とはいえ、われわれは家族手当制度のなかに、社会秩序への関心に支配され、家族のための生活資金の増加に帰着する、博愛の興味ある適用をもみていたのである。》ここでは熟練労働力を保持するためのインフレとの闘いと、家族主義的な関心事とが雇主の根本的な利害のなかで合体している。歴史家のカトリーヌ・オムネスは彼女の分析をこう要約している。《幾人かの革新的な雇主によって確立され、次いで職業協議の枠組みのなかで影響を与え、普及していったパリ金属工業の社会政策は、賃金重視で、多産奨励で、“福祉主義的”であるが、この社会政策が、当時一般化していた社会的義務不履行の風潮のなかで魅力的な熟練労働市場を定着させることに貢献するのである⁽¹²⁾》。

良く研究されているもう一つの例はクレルモン＝フェランにあるミシュラン工場の例である。相対的な高賃金ときわめて典型的なパトロン言説とが交ざり合った、ミシュラン低廉住宅協会、ミシュラン学校、様々の社会事業によって、すべての当事者にとって最も強力なパターナリズムの卓越した象徴となったとはいえ、ミシュランの歴史的現実はもっと複雑である。農村の労働力を惹きつけ、それを繋ぎ留めようとするプラグマチックな配慮がイデオロギー的な考慮に優先する生産の場をミシュランが創造したことを、アンドレ・ゲランは確かに見事に論証した⁽¹³⁾。

今日ではしばしば忘れられている新しい人物像の社会的役割が、ここで想起されねばならない。工場付女性ケースワーカーは、女性労働の指揮管理を左右する社会政策の化身として登場する。合理化の底辺で、ケースワーカーは彼女の行動を通じて、当時の表現を引用するなら、《選ばれた社会平和の代母marraine》⁽¹⁴⁾とならねばならない。イギリスをモデルに、一般的な産業動員を背景と

(12) Catherine OMNES, *Ouvrières parisiennes. Marchés du travail et trajectoires professionnelles au XX^e siècle*, Paris, éditions de l'EHESS, 1997, p. 154.

(13) André GUESLIN ed., *Michelin, les hommes du pneu. Les ouvriers Michelin à Clermont-Ferran de 1889 à 1940*, Paris, les éditions de l'Atelier, 1993.

(14) Laura Lee DOWNS, *L'inégalité à la chaîne. La division sexuée du travail dans l'industrie métallurgique en France et en Angleterre*, Paris, Albin Michel, 2002.

して、1917年5月にパリでケースワーカー養成学校が開設される。金属工業以外では、幹線鉄道会社が率先してケースワーカーを採用した事例が今日ではよく知られている⁽¹⁵⁾。主として男性の鉄道従業員から成る会社の枠内で、社会キリスト教、技師の文化、社会改革者の思想から三重の影響を受けて、ソーシャルワーカーの役割が発展する。彼女らの活動は、社会サービスが経営に荷担するものであると組合によってしばしば弾劾された事情を説明する（例えば、共産党系組合の労働総同盟統一派CGTUは、1919年に《博愛？否…階級闘争だ！》と題する論文を公刊している）。しかし状況はもっと複雑である。社会サービスの担い手たちはこのサービスと相容れない階層秩序のなかで、彼女らの地位を築くことにしばしば困難を味わったのである。20世紀前半の社会活動の典型であるソーシャルワーカーは、多産奨励の論理のなかでまず家族に関心を集中し、とくにアルコール依存症と結核（例えば、レントゲン検診車が用いられた）、さらには乳幼児死亡率をも含む社会的災禍と闘う。ラウル・ドトリは、鉄道会社において、さらにはかれが順次就任することになる他の経営首脳職のなかで、この社会活動政策に一貫して協力する技師出身の経営者の例である。

余暇の組織化とくにスポーツと労働者世界との繋がりに関係する組織化の事例⁽¹⁶⁾や、労働衛生の問題⁽¹⁷⁾に関連する事例のような、他のきわめて興味ある事例を取り上げることもできたであろう。

3 雇主層の戦略

雇主の個人的なイニシアチブから生まれた政策を越えて、雇主層全体がこの方向で組織化されることをわれわれは確認する。その最も明瞭な事例は1900年における金属・鉱山業連盟（l'Union des industries métallurgiques et minières）⁽¹⁸⁾の創設である。1898年の労災補償法以来、社会立法が発展する。そして（鉄鋼協会の古い構造や職業組合会議所の古い構造とは対照的な）雇主組織の刷新は、社会立法との関連で理解されなければならない。改良主義的労働組合が直接に影響を及ぼした共和主義的な社会政策に直面して、有効な集団的対応をもたらすためにこの連盟が創設されたことは明白である。ミュゼ・ソシアル〔社会博物館〕（Musée social）⁽¹⁹⁾で〔初代館長として〕活躍したル・プレ主義者のロベール・ピノが発揮したイニシアチブは、まさしく、ワルデック＝ルソー共和国防衛政府の商工大臣であった社会主義者アレクサンドル・ミルランに擁護された労働審議会の法案に対する回答である。金属・鉱山業連盟の行動はこの制度的革新を骨抜きにすることに成功する。労働条件を改善することと、社会事業を展開することが、金属・鉱山業連盟の政策の二つの

(15) Marie-Françoise CHARRIER, Elise FELLER, *Aux origines de l'action sociale. L'invention des services sociaux aux chemines de fer*, Ramonville Saint-Agne, Erès, 2001.

(16) Marion FONTAINE, *Les «Gueules noirs» et leur club. Sport et monde ouvrier dans le bassin minier de Lens au XX^e siècle*, Paris, La Boutique de l'Histoire, 2009, 《Paternalisme(s) en mouvement》, pp. 51-75.

(17) Stéphane BUZZI, Jean-Claude DEVINCK, Paul-André ROSENTAL, *Histoire de la médecine du travail (1880-2004)*, Paris, La Découverte, 2006.

(18) Danièle FRABOULET, *Quand les patrons s'organisent : stratégies et pratiques de l'Union des industries métallurgiques et minières, 1901-1950*, Villeneuve-d'Ascq, Presses universitaires du Septentrion, 2007.

(19) Janet HORNE, *Le Musée social. Aux origines de l'Etat-providence*, Paris, Belin, 2004 [2002]

重要な構成要素となるが、法的な強制力によってそれらが雇主に押しつけられないことが条件である。国家介入の増大に直面して、とりわけ社会事業の促進、労働者組織の監視、法的進化の統御に力点を置いた雇主層の戦略はしばしば防戦に終始した。この観点から、しばしば有効なロビー活動が上院に対して実行され、上院は多くの社会改革を阻止するか少なくとも遅らせることができた⁽²⁰⁾。

雇主層の立論と介入が法律の可決を断念させることができない場合には、法律をせいぜい雇主層の利益になるように解釈すべく監視するために、施行細則をめぐる闘争が継続する。現場で抵抗が組織される。地方のあるいは全国的な政治指導者との強固な特権的絆を利用することが、社会的施策を制限したり方向づけることを可能にする⁽²¹⁾。金属・鉱山業連盟は労働法制を専門に担当する法律家チームを擁しており、議会の委員会（とくに上院のそれ）に修正案を提出することで介入する。労働者年金、八時間労働日あるいは職業教育についてはいずれも、金属・鉱山業連盟がそれらの施行令に関する論評を会員に送付し、それらの実施を歪める。

社会政策に対する雇主の態度の両義性を示すために取り上げることができる第二の実例は、1925年～1940年の期間における国民経済審議会での企業代表の態度に関する例である。今日の経済・社会・環境審議会の原型であるこの制度は、両大戦間期のフランスにおいて社会の様々な代表が一堂に会して対話し作業をする独特の場所である⁽²²⁾。国民経済審議会の委員のなかには、当時の大雇主層の見解を代表する大物（石炭業中央委員会のアンリ・ド・ペイエランホフ⁽²³⁾や金属・鉱山業連盟のアルフレド・ランベール＝リボ）と並んで当時の労働組合運動の指導者たち（労働総同盟CGTの指導者レオン・ジュオーとフランス・キリスト教労働者同盟CFTCの代表の一人であるガストン・テシエ）の顔も見られる。激烈な政治論争のあとに誕生したこの制度の代表者たちは、最初の数年は社会問題に取り組むことを躊躇し、もっと一般的で論争の余地の少ない経済状況報告書の作成を重視した。しかし1930年代の中葉以降、この審議会はついに団体協約や労働時間のような当時の論争のなかでも重要な問題に取り組むことになった。

最終的には当時参事院の若い判事であったピエール・ラロックが起草した報告書の採択に帰着した団体協約に関する議論は、白熱したものであった。結論的には妥協案が採択されたが、雇主層は団体協約手続きの国家管理化にはすべて反対して断固たる闘争を展開した。国民経済審議会の内部での関係はどちらかといえば親密であったにもかかわらず、ここでもまた1936年の諸事件が、社会政策を強制されていると感じた雇主層の様相を一変させ反対闘争に向かわせた。人民戦線政府が可決した社会立法の実施に関する折衝は難航する。実際、週40時間労働法の実施が産業部門別に審議されたのもこの審議会においてである。ランベール＝リボは政治的な性格の法規を修正しうること

(20) Alain CHATRIOT, 《Jaurès face au Sénat. La Chambre haute : problème ou solution pour les socialistes et les républicaines》, *Cahiers Jean Jaurès*, 174, octobre-décembre 2004, pp. 39-52.

(21) 例えば、法定労働時間を規定する法令主文の例がある。Patrick FRIDENSON, Bénédicte REYNAUD dir., *La France et le temps de travail (1814-2004)*, Paris, Odile Jacob, 2004.

(22) Alain CHATRIOT, *La démocratie sociale à la française. L'expérience du Conseil National Economique, 1924-1940*, Paris, La Découverte, 2002.

(23) Alain CHATRIOT, 《Henri de Peyerimhoff, figure du syndicalisme patronal dans l'industrie houillère》: <http://www.annales.org/archives/x/peyerimhoff.html>

を期待しながらもこれを受け入れざるをえない雇主層の態度を見事に要約している。《法律は法律である。それを実施するがいい。しかし、この原則法の適用は、とくに猶予期限と条件整備に関する実際的な施行細則を含んでいる。これらについて、一般経済と共同利益への配慮を主張しそれを優先するのは本審議会の常設委員会の権限なのである》⁽²⁴⁾。

両大戦間期の論争とそれらが引き起こした変化⁽²⁵⁾の延長線上で、占領期には、例外的状況や多くの制約条件と、ペタン元帥の政府が上程した労働憲章法案にもかかわらず、従業員協議の制度化(企業の社会委員会)、扶助機能の発展、産業医の設置、労働におけるヒューマン・ファクターの改善という既存の傾向⁽²⁶⁾が継承されるのがみられる⁽²⁷⁾。

4 結びに代えて

第二次世界大戦後における一般化された社会保障システムの実施以前には、企業が様々な社会政策において基本的な役割を保持している。両大戦間期はこの論理で研究するにはきわめて興味ある時期である。なぜなら社会活動の専門職化の進展のような新しい社会的なものの登場に直面して雇主組織は不安定な立場に立たされるからである。雇主組織は、ロベール・カステルの表現⁽²⁸⁾を借りるなら、《国家不在の政策》を実施していたが、[第一次世界大戦後は]フランス福祉国家の介入の発展に直面した。にもかかわらず本稿で回顧された雇主層のイニシアチブは一律ではなく、産業部門に応じた差異、さらには企業規模と地域に応じた差異がきわめて顕著であった。

1945年以降における労働者の要求と激しい変化が、社会政策に対するいくつかの企業といくつかの雇主組織の躊躇を説明する。新しい政治・行政エリートの構想によって、当時、フランス雇主層の一部が一層の近代化を促進する道に乗り出した。パターナリスト的な実践を次第に遠ざけたのは、マネジメントへの自動的な移行であるよりはむしろ、一連のファクターなのである。パトロナーージュからパターナリズムへ、パターナリズムからマネジメントへという継続的段階による説明は、魅力的であるにしても、やはり極端に単純化しすぎである。この現象の明白な事例はやはりミシュランである。戦後におけるミシュランの最も有名な雇主であるフランソワ・ミシュランは、実践のなかで、しかも子どもだましの実践を告発する組合の圧力を受けながら、きわめてパターナリストイックな言説を保持し続けるにもかかわらず、工場は生産に閉じこもり、古い制度の大部分を放棄す

⁽²⁴⁾ Archives nationales, CE 96, séance du 19 octobre 1936 de la commission permanente du CNE.

⁽²⁵⁾ Alain DEWERPE, 《Conventions patronales. L'impératif de justification dans les politiques sociales des patronats français (1800-1936)》, in Sylvie SCHWEITZER ed., *Logiques d'entreprises et politiques sociales*, Lyon, Presses universitaires de Lyon, 1993, pp. 19-62.

⁽²⁶⁾ Kathryn E. AMDUR, 《Paternalism, Productivism, Collaborationism: Employers and Society in Interwar and Vichy France》, *International Labor and Working Class History*, 53, spring 1998, pp. 137-163.

⁽²⁷⁾ Jean-Claude DAUMAS, 《La Révolution nationale à l'usine. Les politiques sociales des entreprises sous l'Occupation》, in Olivier DARD, Jean-Claude DAUMAS, François MARCOT eds., *L'Occupation, l'Etat français et les entreprises*, Paris, Association pour le développement de l'histoire économique, 2000, pp. 181-195.

⁽²⁸⁾ Robert CASTEL, *Les métamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat*, Paris, Fayard, 1995.

る。1967年には国家がミシュラン学校への監督を再開し、住宅は居住者に売却される⁽²⁹⁾。いくつかの大企業では、社会事業のいくつかが強力な企業委員会によって引き受けられる。しかし、第二次世界大戦後、パターナリズムは正統性のない旧型モデルのように思われ、その実践はますますフランス雇主層の数人の大物の言説に限られることになる。

(Alain Chatriot 国立科学研究機構・パリ社会科学高等研究院研究員)

(ひろた・あきら 法政大学現代福祉学部教授)

(29) André GUESLIN ed., *Les hommes du pneu. Les ouvriers Michelin à Clermont-Ferrand de 1940 à 1980*, Paris, les éditions de l'Atelier, 1999.

法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格は定価（税込）
TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

日本における 貧困世帯の量的把握

江口英一・川上昌子 著

●A5判/240頁/4830円

貧困をどう捉えるか。貧困線と社会階層の分析による二つの手法で測定した調査結果を収録。社会的排除論にも言及、量的研究に基づく政策の重要性を示し、格差時代の貧困研究を問う。

〔目次〕

第1編 貧困量把握への二つのアプローチ

第1章 貧困線としての「保護基準」をめぐる考察

第2章 「社会階層」概念による貧困研究

第2編 東京都中野区における貧困量の測定と貧困の性格

第1章 調査の目的と方法の意味

第2章 尺度としての「最低生活基準」算定方法

第3章 中野区民の最低生活基準以下層の量と生活水準の分布、およびその所在

第4章 世帯の特性と生活水準分布状況

第5章 低所得層が含まれる社会階層の分析

第6章 中野区の代表性の検討とむすび

第3編 中野区調査以降における調査結果と測定方法に関する検討

第1章 最低生活基準を用いて測定した貧困量

第2章 本研究における測定方法に関する検討

第3章 社会福祉の範疇別生活水準に関する分析

第4章 総括

補論 見える貧困・見えざる貧困

社会福祉と貧困

江口英一 編著

●7875円

社会政策Ⅰ・Ⅱ

玉井金五・久本憲夫 編

Ⅰ ワーク・ライフ・バランスと社会政策

●3360円

雇用政策を概観したあと、雇用関係をめぐる諸問題の事実を歴史と実態から正確にとらえる。精緻な戦後日本の労使関係の変容を収載。

Ⅱ 少子高齢化と社会政策

●3150円

社会保障の長い歩みを概観し、岐路にたつ危機的状況を打開する針路を示す。平等な社会が揺らぐなか、社会政策の現在をとらえる。